

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害児通所給付費の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区福祉部障害福祉課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

文京区長
------

## 公表日

令和5年9月20日
-----------

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>&lt;制度概要&gt; 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児通所給付費の給付等に関する事務を行う。</p> <p>&lt;事業概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給申請受理及び支給決定に関すること</li> <li>高額障害児通所給付費の支給申請及び支給決定に関すること</li> <li>肢体不自由児通所医療費の支給に関すること</li> <li>障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給申請受理及び支給決定に関すること</li> <li>通所給付決定の変更に関すること</li> <li>障害福祉サービスの提供に関すること</li> <li>負担能力の認定及び費用の徴収に関すること</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援システム</li> <li>団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム</li> <li>中間サーバープラットフォーム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児童福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実施する</li> <li>実施しない</li> <li>未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表第二16、56の2、116の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第59条の2</p> <p>&lt;情報照会&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表第二10、11、12の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	福祉部障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区福祉部障害福祉課 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 請求先」と同じ

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 須藤 直子	障害福祉課長 中島 一浩	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 計数の時点	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年7月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年9月13日	II しきい値判断項目 1、2. 対象人数、取扱者数 計数の時点	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年9月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	<情報提供> 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2を追加 <情報照会> 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の2を追加	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年2月10日	II しきい値判断項目 1、2. 対象人数、取扱者数 計数の時点	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施による再提出
令和2年7月31日	II しきい値判断項目 1、2. 対象人数、取扱者数 計数の時点	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二16、56の2、116の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第59条の2 <情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二10、11、12の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2	<情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表第二16、56の2、116の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第59条の2 <情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表第二10、11、12の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2	事前	法改正による再提出
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 1、2. 対象人数、取扱者数 計数の時点	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	II しきい値判断項目 1、2. 対象人数、取扱者数 計数の時点	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	削除	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1、2. 対象人数、取扱者数 計数の時点	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出